

加配指導員の勤務条件

加配指導員とは、児童61名以上学童に配置される臨時指導員及び、支援の必要な児童の保育のために配置される指導員のことをいう。

○賃金について

08:00～10:00 1,058円

10:00～17:00 958円

17:00～19:30 1,058円

○勤務時間について

延長保育に従事しない指導員については、17時を最終として退勤することとする。なお、児童の生活記録等の記入が必要な場合は、17時30分までの時間外勤務を認める。

○処遇改善手当

月額5,400円を支給する。

○皆勤手当について

欠勤日数が一ヶ月に3日以内であった月は、皆勤手当3,000円支給する。ただし、月の勤務日は月曜日から土曜日までの勤務として取り扱う。

○通勤手当について

支給対象

通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする者及び自動車等を使用することを常例とする者で、徒歩により通勤したものである場合の通勤距離が片道2km以上の者とする。なお、勤務地及び住居に変更があったときは、速やかにその旨届け出なければならない。

支給金額

1ヶ月の運賃が、55,000円以下の場合はその全額55,000円を超えるときは、55,000円とする。

※公共交通機関による場合は1ヶ月定期代の額を支給する。ただし、1月の出勤日数が17日未満の場合は、日割支給とする。